

医療法人十字会 野島病院

感染対策指針

第1条 感染対策に関する基本的な考え方

基本的感染対策として、標準予防策（血液など生体にかかわる湿性物質、すべて感染性病原体を含んでいるものとして対応する予防策）を適用し、標準予防策を常時適用したうえで、特定の感染経路がある疾患等に対して「感染経路予防策」を追加提供する。

これらを基本に感染の防止に組織的な対応を行い、感染等発生の際にはその原因の迅速な特定と制圧、終息を図るものとし、全医療従事者がこの指針に即して感染防止に留意し、良質な医療の提供ができるよう定めるものである。

第2条 感染対策委員会の設置

- 1 病院長のもとに組織横断的代表を構成員として組織する感染対策委員会（以下、対策委員会）を設け、毎月1回定期的に会議を行い、感染対策を行う。また、緊急時には、臨時会議を開催する。
- 2 対策委員会は、次の内容の協議・推進を行う。
 - (1) 職種、各職場の感染予防対策に関すること。
 - (2) 感染予防対策実施の監視と指導に関すること。
 - (3) 感染に対して職員の教育に関すること。
 - (4) 職員、及び入院患者様・施設入所の方（以下「患者様等」という）の感染に対する、各種検査の計画、調整、実施に関すること。
 - (5) 結果に基づく判定および該当職員、患者様等への指示通知等に関すること。
 - (6) 感染に関連する事故等における薬剤投与の記録等に関すること。
 - (7) 週1回の感染情報レポートの活用と、月1回の薬剤感受性成績の報告に関すること。
 - (8) 感染防止の為のマニュアルの作成・見直し。
 - (9) その他、感染予防に関し必要と認める事項。
- 3 委員は、その職務に関して知り得た事項のうち、一般的な感染防止対策以外のものを、委員会および病院長の許可なく院外の第三者に公開してはならない。

第3条 職員研修

- 1 感染防止対策の基本的な考え方および具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- 2 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- 3 研修の開催結果を記録・保存する。

第4条 感染対策が必要な病原体の検出状況の情報伝達

- 1 臨床検査科は、感染対策上問題となる病原体を検出した場合、速やかに感染対策委員、および感染管理者に報告する。感染対策委員は、現状を分析し、該当部署と協力して、必要な感染対策を行う。
- 2 臨床検査科は、指定した病原体の検出状況を感染管理者に報告する。
- 3 感染管理者は、感染対策上問題となる主要な病原体の検出状況を、院長に報告する。

第5条 感染発生時の対応

- 1 感染症の異常発生を確認した（疑った）職員があれば、所属長は直ちにリスクマネージャーに報告し、リスクマネージャーは感染者報告ルートに従い感染管理者に報告する。
- 2 感染対策委員会は、現状の分析を行い、該当部署と協力して、必要な感染対策を行う。
- 3 異常発生時は、その状況および患者への対応等を病院長に報告する。必要に応じ、対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明して改善策を立案し、対応策を実施するために全職員への周知徹底を図る。

第6条 感染対策マニュアル

別紙、感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

第7条 患者への情報提供と説明

- 1 本指針は、患者またはその家族が閲覧できるようにする。
- 2 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

第8条 その他の医療機関内における感染対策の推進

看護部に感染リンクナース会を置く。

この指針は、平成14年8月1日より改訂実施する。

平成16年7月22日改訂

平成21年4月16日改訂

平成21年12月1日改訂

平成26年4月17日改訂

平成27年8月3日改訂

令和元年6月1日改訂

令和4年4月1日改訂

令和7年8月1日改訂